**平成２１年（フ）第８５２８号**
大阪市浪速区恵美須東１丁目５番17号　昭和グランドハイツ恵美須205号
破産者　南　　正文
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９７２１号**
大阪市旭区今市２丁目５番５号　サンハイツ生光苑203、住民票上の住所大阪府寝屋川市秦町43番10号
破産者　山田　敏雄
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９８１３号**
大阪市生野区勝山北５丁目６番18号、前住所大阪市生野区勝山北５丁目２番５号
破産者　宮西　武重
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９８４２号**
京都市南区久世大藪町405番地１、前住所大阪府高槻市庄所町７番１―202号
破産者　岡田　正恒
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９８４７号**
大阪市中央区島之内１丁目11番20号　吉村新聞舗
破産者　西濵　悦次
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９９９７号**
大阪府枚方市枚方上之町11番28―105号、前住所大阪府寝屋川市香里北之町15番16号
破産者　多久島和代
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２０年（フ）第１８１１号**
堺市中区福田603番地４―306号、前住所堺市中区深井水池町3139番地　コスモ深井203号
破産者　岩本　一雄
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２０年（フ）第１９４９号**
大阪府松原市上田３丁目９番９号　サンハイム陵西401号、開始決定時の住所堺市美原区さつき野東３丁目22番地１
破産者　上西　徹也
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１３４０号**
大阪府大阪狭山市池尻北１－３－８　フォルム狭山101号室、住民票上の住所大阪府八尾市美園町１丁目18番地の２
破産者　山田ボーリングこと　山田　隆洋
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第５３４号**
広島県東広島市西条東北町11番32号
破産者　新田　孝子
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第８００号**
大阪市中央区瓦屋町１丁目11番６―1103号、申立時の住所広島市西区楠木町４丁目７番９号
破産者　柳　　剛
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第１３６７号**
広島県東広島市高屋町造賀3560番地２
破産者　平岡　尚之
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第９２８号**
北九州市小倉南区下曽根新町４番１―1301号
破産者　上野　元枝
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第９６６号**
北九州市小倉南区徳吉西１丁目３番29―102号
破産者　梅野　堅一
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第５３４号**
広島県東広島市西条東北町11番32号
破産者　新田　孝子
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第８００号**
大阪市中央区瓦屋町１丁目11番６―1103号、申立時の住所広島市西区楠木町４丁目７番９号
破産者　柳　　剛
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第１３６７号**
広島県東広島市高屋町造賀3560番地２
破産者　平岡　尚之
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第９２８号**
北九州市小倉南区下曽根新町４番１―1301号
破産者　上野　元枝
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第９６６号**
北九州市小倉南区徳吉西１丁目３番29―102号
破産者　梅野　堅一
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第５７号**
大分県速見郡日出町大字豊岡6161番地７
破産者　薬師寺幹雄
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

**平成１９年（フ）第８２２号**
青森市長島１丁目６番16号
破産者　舘山　　稔
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第１４２号**
盛岡市本宮字小幅13番地１　ラ・フルールＡ―305号、申立時の住所岩手県岩手郡岩手町大字久保第８地割170番地２
破産者　田中　　司
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２１年（フ）第８５１号**
岩手県岩手郡岩手町大字土川第１地割480番地２
破産者　福山　開次
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部